

令和3年

総務委員会

6月16日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和3年6月16日

午前10時00分 開会

午前10時44分 閉会

1. 出席委員

委員長	月岡修一	副委員長	林 ゆきひろ
委員	堀内ちほ	委員	宮本英彦
委員	鵜飼貞雄		
議長	一色美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	塚谷友昭
議事担当係長	寺島慎二	議事課主事	松林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	土屋正典
行政経営部長	小串真美	市民生活部長	馬場秀樹
秘書広報課長	馬場千春	企画政策課長	中村泰正
財政課長	萩野昭久	総務課長	山田隆貴
防災防犯対策課長	堅田直寛	税務課長	塚本由佳
市民課長	杉浦由季		

5. 傍聴議員

いとう ひろし	服部 龍一	中村 めぐみ	ごとう 学
三浦 桂司	近藤 ひろひで	青木 亮	郷右近 修
清水 義昭	近藤 郁子	毛 受明宏	近藤 千鶴
ふじえ 真理子	近藤 善人		

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（月岡修一議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は6議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

○議長（一色美智子議員） おはようございます。総務委員会、御苦労さまです。

付託されました案件について慎重審議、よろしくをお願いいたします。

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（月岡修一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第44号 豊明市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第44号 豊明市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、宣誓書への押印を廃止するため必要があるからです。

1枚おめくりください。

第1条では、根拠となる条例の地方公務員法の改正により第9条第12項を第9条の2第12項に改めるものです。

第2条では、書面押印、対面の見直しの取組として、条例中にある任命権者の面前においてを削り、宣誓書に署名捺印しを、宣誓書を任命権者に提出しに改めるものです。

また、別記様式中㊦の記載を削るものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するとします。

以上で御説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、押印の廃止ということですけども、この後もその押印の廃止の議案が続いてるんですけども、今まで何度かその押印の廃止というのが書類の廃止で見直しはされてたかと思うんですが、今回、改めて市役所内でその押印の廃止を見直される理由、背景というのは、何かあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁を願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 押印の見直しにつきましては、令和2年7月7日、総務省より見直しの積極的に取り組むような方針のほうが出されておりました。市では、その後、令和2年10月からその方針を受けまして改正につきましてはの調査のほうを行いまして、令和2年11月の時点で改正のほうの事務のほうがスタートしております。

条例につきましては、このたびのこの公平委員の条例につきましては、職員の服務に関する宣誓の政令のほう令和3年4月1日より施行されましたことを受けまして、このタイミングで条例の改正をさせていただいたものとなっております。

また、現在、市では、規則の改正のほうも進めておりまして、こちらにつきましては、今年中をめどに、一応、今、進行のほうをしておる状態です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 条例に関わる押印の廃止の一部改正は、今回の3件だけでいいという理解でいいかどうか1点目。

それから、現在、条例以外の規則等の改正も進めてるということですが、これは、おおよそ押印の全般的な見直しという理解をしていいのかどうか。

そして、おおよそどれぐらい件数はあるのか、ざっとでいいですけど。

以上、3点、お願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） 条例につきましては、全部で4件が押印の記載のほうがございます。3件につきましては、今回の議会で改正のほうをさせていただきたいというふうで上程をさせていただいております。残りの1件につきましては、地縁団体に関する印鑑の登録に関するものの条例が1本ありまして、こちらについては、現在、検討中ということで、ただ、印鑑が必要だという判断がされれば、そちらについては廃止をしない予定でおります。

あと、今現在、進行しておる件数であります。昨年の11月の時点で取りまとめたざっくりの件数にはなるんですけども、様式で入っているものでおおよそ1,100件ほど、そのうち、上位の法律等の関係で廃止できないものがおおよそ300件ほどございます。ですので、800件ほどのものについては、改正のほうの予定でおります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第44号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は全会一致

により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 豊明市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

山田総務課長。

○総務課長（山田隆貴君） それでは、議案第45号 豊明市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを説明をいたします。

この案を提出するのは、審査申出書及び口述書における押印を廃止するために必要があるからです。

1枚おめくりください。

まず、第4条につきましては、審査申出書の押印についての記載がございます。こちらの第4項を削りまして、同条中、第5項を4項、第6項を第5項に繰上げをするものとなっております。

続きまして、第8条第5項につきましては、口述書についての記載のほうがございます。こちらを、記載し、提出者が署名押印しなければならないを、記載しなければならないに改めるものとなっております。

また、第6条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められ、法律の題名が改められましたので、今回、改めるものです。

また、その法律中、第3条第1項を第6条第1項に繰上げがございましたので、こちらについても併せて改正をさせていただきたいと思っております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行とします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第45号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 豊明市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長(馬場千春君) 議案第46号 豊明市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、宣誓書への押印を廃止する等のため必要があるからでございます。

今回の改正の趣旨は、職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とする国家公務員の取扱いに準じて改正をするものです。

それでは、改正箇所を説明いたしますので、1枚おめくりください。

条例第2条中、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前においてを削り、宣誓書に署名しを、宣誓書を任命権者に提出しに改め、宣誓書様式中の㊦を削ります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(月岡修一議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第46号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(月岡修一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、議案第47号 豊明市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたしますので、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表、1 ページをお願いいたします。

個人市民税です。

第26条第2項では、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いが見直されます。令和2年度の税制改正にて、扶養控除について、その対象となる扶養親族において特定控除対象扶養親族の定義が変更となり、30歳以上、70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされました。それに伴い、非課税の基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様としたもので、令和6年度以後の個人市民税について適用いたします。

次に、第33条の7では、寄附金税額控除について、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しに伴い全改正をいたしました。

特定公益増進法人には、独立行政法人や公益社団法人、社会福祉法人などがございます。そのような法人の主たる目的である業務に関連する寄附金から、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するものです。

続きまして、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

それぞれ35条の3の3、附則第5条は、第26条で御説明いたしました扶養親族の範囲が変更になったことに伴う改正です。

附則第6条では、医療費控除のセルフメディケーション税制を5年間延長するものです。セルフメディケーション税制とは、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例のことです。

次に、附則第10条の2は固定資産税です。雨水貯留浸透施設のわがまち特例です。

浸水被害防止のため、特定都市河川浸水被害対策法等に基づき認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準を6分の1以上、2分の1以下の範囲内で市が規定する割合を参酌基準の3分の1と規定するものです。

附則といたしましては、施行日と経過措置をお示ししております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 説明は、議案説明と今も含めてお聞きしましたが、なかなか私の理解では、すんなり、はい、分かりましたって、中身がいまいちよく分からないところありますので。

26条のこの2項、これは、平たく言えば国外の居住者の人の扶養親族の範囲を絞りますよと、こういう意味なのかどうかというような説明を。申し訳ないけど、33条の7も、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、6、7、8、9、10とあるんですね、これ。それぞれ何が書いてあるのかがよく分かりませんので。恐らく、これ、(1)から(10)までは、寄附金の対象が違うために(1)、(2)で違うのかなというふうな。先ほど説明の中では社会福祉法人とかいろんなことを言われましたけど、ここ、(1)から(10)までを、対象が多分違うと思うんですけど、これをもう少し簡単に説明をお願いします。

先ほど言われた第6条は、セルフメディケーションだというのは分かりました。

附則の第10条の2と16は、これを読めば、どこに固定資産税って書いてあるのか。何もこれだけでは何も書いてありませんので、これは、もう一度、分かりやすく、申し訳ないですけど私に分かりやすく。ちょっと、私、分かりませんので、すみません。お願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） では、詳しい答弁を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） まず、26条の第2項は、委員のおっしゃるとおり控除の対象が除外される、狭められるということになります。住民票とかが国内になく、国外に居住されてる方で、30歳以上、70歳未満の方の扶養を原則的に非課税を計算するこの範囲の中の人数として入れないという形の改正でございます。

続きまして、33条の7の寄附金税額控除につきましては、その対象者ですが、まず、新しいほうの第1号のところからお話しさせていただきます。

まず、1のほうは、公益社団法人や財団法人、そういったものでございます。

2につきましては、独立行政法人。

3につきましては、地方独立行政法人です。

4につきましては、こちらのほうは、ちょっとなかなかこの条文では分かりにくいと思いますが、例えば自動車安全運転センターだとか、日本私立学校振興共済事業団みたいな

ものとか、日本赤十字社とかいったものがこちらのほうに、（４）のほうに入ってまいります。

５号のほうは、こちらは公益社団法人や公益財団法人。こちらのほうは、ちょっと所得税法のほうの持ってくるところが若干違うものですから、こちらは施行例に載っているそういうものの法人ということになります。

６のほうは、学校法人。

７は、社会福祉法人。

８は、更生保護法人。

９につきましては、こちらのほうは、特定公益信託の信託財産というものになります。

こちら、１０のほうは、特定非営利活動ですので、大体、NPOというふうに考えていただければいいかと思えます。

続きまして、第１０条の２の第１６項でございますが、こちらのほう、固定資産税と書いてないということなんですが、この法附則第１５条というものの定める割合ということになっておるんですが、この法附則第１５条というものが、地方税法により固定資産税の課税標準の特例となっておりますので、そちらのほうを引っ張ってきて固定資産税ということになっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 それで、例えば、最後の固定資産税、第１０条の２、あるいは１６、結局は何を２分の１とするんですか、これ。市の定める割合は３分の１とする。法附則第１５条第４６項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とすると。これ、何を３分の１にするんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 説明を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） こちらのほうは、雨水貯留浸透施設、こちらのほうが地方税法の法附則第１５条第４６項に規定されているものでございます。

３分の１とするのは、固定資産税の課税標準を３分の１とするということです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それでよく分かりました。

３３条の７、先ほどの各種団体の税額寄附金控除ですけど、これは寄附金控除がどうなる

んですか。控除が増えるんですか、それか、対象を狭めるんですか。この33条、寄附金控除の措置の中身についてお答え願います。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁を願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今回の改正は、どちらかといえば狭めるほうになるかと思えます。出資の業務に充てられることが明らかな寄附金を除くということになります。

対象のその独立行政法人とかそういったものは、変更はございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方、ございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 すみません。今、独立行政法人とか、（3）の地方行政法人というふうにかかれてはいるんですけど、ちょっと具体的に、豊明市内とかでそういう企業さんというんですか、施設っていうんですか、そういうのがあれば教えていただきたいんですけど。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 市内というとなかなか難しいかもしれないんですが、独立行政法人は水資源機構さんとかそういったようなものですね。

地方独立行政法人といいますと、一般的にちょっと分かりやすいといえば、大学の愛知県立大学とか、病院でもそういう県立みたいなもの、みたいなものに多くなっております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第26条の2項の部分についてなんですけども、先ほど外国に居住する家族が30歳以上、70歳未満ということでありましたけども、ただし、留学や障がい、仕送りが38万円以上ある場合は扶養親族にできるというような説明を受けましたけども、これに、例えばその失業だったりとか疾病とかそういうのは対象にならないのでしょうか。まず、その点、お願いします。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁を願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 所得税法の規定で除外されるっていうか対象になり得るもの

が規定がされていますので、その中でお話しさせていただきますと、疾病等のことは規定がございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それでは、その留学とか障がいだったりとかそういったことの証明というのは、これは市はどのように確認をしてくんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） まず、留学につきましては、留学ビザのコピーが必要となります。

障がい者につきましては、基本的に所得税の障がい者控除がされていれば、その方が障がい者というふうで市では認定していくという形になります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この第26条2項は、本会議でも少しありましたけれども、国の所得税法改正に併せて改正をしたという説明ありましたけれども、そもそも、なぜその国の所得税法が改正あったのかというのは、どのように認識されてますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 認識というお話でさせていただきますと、国外居住者の場合、国内居住者に比べて所得の把握が今まで難しかったことから確認がなかなかできなかったりという現状がございます。そちらのほうを是正するためと考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一点、最後、附則の第10条の2の16項で、これは本会議で雨水貯留浸透施設の関係で説明ありましたけれども、3分の1になると。これも国が示した基

準というようなことで説明ありましたが、わがまち特例では4分の3というふうになっているんですね。これもなぜこの国の示す割合が少なくなっているのか、その辺りの理由、背景というのは、どのように認識されてますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁を願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 雨水貯留施設の場合、今回この参酌の基準は改定が2回目になります。前回は減額されて、今回もまた減額という形になりますので、やっぱり浸水被害のほうの対策ということで減額の幅が参酌上大きくなっているのではないかと考えております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論はするんですけど、ただ、大変申し訳ないですけど、これ、議案が出たときに、ほかの議員さんは分かるかも分かりませんが、私はこの中身が何を言ってるのか全然分かりません。従って、特にこういう税制改正の場合は、簡単な資料説明を、その議案の内容を資料として添付いただくことを要請をして賛成討論とします。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに討論のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第47号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） 議案第48号、豊明市手数料条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正に伴い必要があるからであります。

それでは、主な改正内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正につきまして、地方公共団体情報システム機構、J-LISがマイナンバーカードを発行する主体として明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務について、J-LISから市町村長に委託することができる旨の規定が新設されたことに伴い、個人番号カードの再交付手数料が市の条例において徴収根拠を定めておく必要がなくなったため削除するものです。

附則としまして、この条例は令和3年9月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

(J-LISを略さずに言ってほしいの声あり)

○市民課長(杉浦由季君) 失礼いたしました。地方公共団体情報システム機構と申します。

以上です。

○総務委員長(月岡修一議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 これ、個人番号カードの再交付手数料がなくなりましたという、会計の対象外という提案なんですけど、まず、通知カードそのものは廃止されたんでしょうか、されてないんでしょうか。これ、その再発行、再交付手数料なんですけど。

○総務委員長(月岡修一議員) 答弁願います。

杉浦市民課長。

○市民課長(杉浦由季君) 通知カードの廃止のほうは、令和2年の5月下旬に既に廃止のほうにはなっております。今回は、個人番号カード再交付手数料の徴収する主体が、市町村長から地方公共団体システム機構となるために、市町村のほうは、地方公共団体システム機構より委託を受けて再交付手数料を徴収することになります。

以上です。

○総務委員長(月岡修一議員) 答弁は終わりました。

再質問がありましたら。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、徴収主体が替わるだけで、再交付手数料、再交付そのも

のはなくならないという理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この個人番号カードの再発行手数料、1万800円だったということなんですけども、これ、市に入ってくる収入がなくなるってということだと思ってるんですが、これ、今まで年間でどれぐらいの、これ、収入があったんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） 令和2年度は99件の再交付手数料がありましたので、7万9,200円の収入となります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

（収入がの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） よろしいですか。

では、杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 令和2年度、99件で……。ごめんなさい。

（7万9,200円の声あり）

○市民課長（杉浦由季君） はい、7万9,200円の収入でありました。

（市として収入がなくなるわけではないよねの声あり）

○市民課長（杉浦由季君） はい。市として……。

（委託に変わるの声あり）

○市民課長（杉浦由季君） 市として収入がなくなるわけではなく、委託に変わるということなんです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員　　ということは、システム機構の所管となるということで、再交付手数料そのものの扱いがここで変わるんですけど。再交付というそのものの行為は、引き続き何ら変わらないという理解でよろしいですか。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁願います。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君）　委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員）　ほかに質疑のある方。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　委託に変わるということで理解しましたけども、そうすると、その市民から、その再交付をお願いするというか手続をするときに、何か市民側から、そういった手続方法が変わることは何かあるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁願います。

杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君）　市民の方への変更はございません。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員）　答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第48号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第48号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号　令和3年度豊明市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、令和3年度一般会計補正予算書（第4号）のうち、企画政策課所管分の御説明をいたしますので、補正予算書の8ページ、9ページの上段を御覧ください。

2款1項8目 企画費としまして5万9,000円の増額となります。

9ページ、上段の説明欄、多世代交流施設管理運営事業者選定委員報酬5万9,000円は、令和4年4月に開設となる多世代交流施設の管理運営事業者をプロポーザルにより選定する場合の委員報酬となります。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課が所管するものについて御説明させていただきます。

補正予算書の10、11ページをお願いいたします。

下段の9款1項4目 災害対策費の右側説明欄のコミュニティ助成金70万円は、吉池区の吉池東町内会自主防災会が発電機などの防災用資機材の整備について自治総合センターに申請を行い認められましたので、コミュニティ助成金70万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明させていただきますので、6、7ページをお願いいたします。

20款5項3目 雑入の右側説明欄、自治総合センター助成金70万円は、先ほど御説明させていただきました防災用資機材の整備への充当率10分の10の助成金となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

上段の歳入18款 繰入金の財政調整基金繰入金2,715万5,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 9ページ、多世代交流5万9,000円、事業者選定ということですので、私は今まで決まっていたのかなと思っていたんですけどそうじゃなくて、今というかこれから、この予算可決後にその事業者の選定委員会を開いて、そして、事業者を選定するという理解でよろしいんですか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 今の現段階では、サウンディングといいまして、各事業者から意見を求めている状況でございます。その後、今月末から来月上旬辺りに、市としましてどういう形で事業者を選定するのか、どういった範囲でお願いをするのかということを決めた後、プロポーザルを実施するということになりましたら、そのときに開催に向けて仕様書等を作成していくという流れとなっております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 同じところですか。この5万9,000円、どのような形で算出されましたでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） ページ数はよろしいですか。

○鵜飼貞雄委員 同じところですか。

○総務委員長（月岡修一議員） では、理事者の答弁をお願いします。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 委員が、外部の委員の方を3名程度を見込んでおりますので、その3名の方に、日数でいいますと2日半分の報酬のほうを見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 今のところで、この選定委員になられる方の条件などはありますか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 現在、予定しておりますのは、多世代交流施設に子育て関係の施設入りますので、そういった関係の有識者、それから、市民活動、交流支援セン

ター等も入りますので、市民活動に関する有識者、それから、財務に関する有識者、この3名を一応予定しております。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 同じところですけども、まず、そもそも当初予算ではなくて今回の補正予算に上がっているということは、年度途中でそのプロポーザルをしようというふう
に考えられたのか、その理由をお聞かせください。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらの事業者につきましては、現在の多世代交流施設を整備する過程の中で、いろんな施設のほうで複合化されておまして、我々が考えている以上にいろんな業務が多忙になるということで、まず、事業者からどういった運営をしたらいいのかとかいうことをしっかりと聞いた上で判断する必要があるということで、今回、選定に向けての報酬を計上させていただきました。

以上です。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方、ございませんか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この委託する管理運営事業の業務のちょっと範囲を確認したいんですけども、施設の保守点検だったりとか警備とか施設の修繕とかそういったものも含まれるのか、また、業務として、児童発達支援センターは業務委託で出されているんですけども、子育て支援センターだったり市民活動交流センター、歴史民俗資料室、こういうのは業務に含まれるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

（発言する者あり）

○総務委員長（月岡修一議員） どうされますか、課長。答えれる部分のみ答えてください。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） まず、この施設で我々が想定している業務としまして、1点目に施設の維持管理、これは点検をしたりとか、エレベーターの点検をしたりといったような業務です。

それから、2点目としまして、施設の管理運営の業務。これは、来場者がお困り事があつたりとか、問合せがあつたりとか、鍵の受渡し、こういった業務、それから、市民活動団体、いわゆる、あそこを利用される方の取りまとめみたいな、マッチングをしたりとか、あるいはイベントを行う、こういったことが想定される業務なんです、こういったものをどこまで市として運営事業者に担っていただくかというのは、これから判断していくということになります。

それから、今、議員がおっしゃられましたほかのものにつきましては、それぞれの所管のほうで委託するものは委託するといった形で、今回の業務の中で一部含まれるものもあつたり含まれないものもあるというふうに想定しております。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この事業者選定のプロポーザルの評価項目というのは、何か決まってるんでしょうか。

○総務委員長（月岡修一議員） 答弁願います。

中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） このプロポーザルは、今の時点では、プロポーザルで選定をするのかどうかについては、今、サウンディングで各事業者からいろいろ意見を聞いて、市場性であつたりとかいうことをお聞きしている段階で、その結果を踏まえて、どういった形で事業者を決めていくのか、どういう範囲で決める、任していくのかということ、今後、市でしっかり判断していきますので、現時点ではちょっとそこまでお答えできない状況であります。

終わります。

○総務委員長（月岡修一議員） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（月岡修一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分閉会